

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月5日
【会社名】	MUTOHホールディングス株式会社
【英訳名】	MUTOH HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 早川 信正
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区池尻三丁目1番3号
【電話番号】	(03) 6758-7100
【事務連絡者氏名】	経営管理部経営管理室 部長 阿部 利彦
【最寄りの連絡場所】	東京都世田谷区池尻三丁目1番3号
【電話番号】	(03) 6758-7100
【事務連絡者氏名】	経営管理部経営管理室 部長 阿部 利彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第68回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

イ 普通株式1株につき3円50銭 総額 160,539,215円

ロ 効力発生日

平成29年6月30日

第2号議案 株式併合の件

イ 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、10株につき1株の割合で併合する。

ロ 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

ハ 効力発生日における発行可能株式総数

17,000,000株

第3号議案 定款一部変更の件

イ 現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定されている発行可能株式総数を170,000,000株から、17,000,000株に変更する。

ロ 現行定款第8条（単元株式数）に規定されている当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更する。

ハ 現行定款第6条（発行可能株式総数）および第8条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除する。

ニ 取締役会における審議の活性化を目的として、取締役会における議論を深め、活発な審議をしやすくするため、現行定款第26条の取締役会の招集権者および議長を、取締役会で予め定める旨の変更を行う。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、坂本 俊弘、早川 信正、鴨居 和之、高山 允伯、高山 芳之および小林 裕輔を選任する。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、立沢 肇、山田 一寛、飛田 博を選任する。

第6号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）竹田 晶信に対して退職慰労金を贈呈する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成比率（％）	決議の結果
第1号議案	31,898	360	—	96.44	可決
第2号議案	31,856	402	—	96.31	可決
第3号議案	31,933	325	—	96.55	可決
第4号議案					
坂本 俊弘	31,555	702	—	95.40	可決
早川 信正	31,393	864	—	94.91	可決
鴨居 和之	31,674	583	—	95.76	可決
高山 允伯	31,503	754	—	95.25	可決
高山 芳之	31,553	704	—	95.40	可決
小林 裕輔	31,669	588	—	95.75	可決
第5号議案					
立沢 肇	31,619	639	—	95.60	可決
山田 一寛	30,018	2,240	—	90.76	可決
飛田 博	31,045	1,213	—	93.86	可決
第6号議案	31,395	863	—	94.92	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ①第1号議案および第6号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- ②第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- ③第4号議案および第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 賛成比率は、出席した株主の議決権数（本株主総会の前日までの事前行使分および当日出席分）に対して、賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は行使結果に加算しておりません。

以 上